

【屋外広告物許可申請】

更新申請に必要な書類について

1～4は必須、5～8は必要な場合に提出してください。

申請書類の提出は、景観政策課代表メールアドレス(keikan@city.toyama.lg.jp)へメールにてご提出ください。

	提出書類	備考	チェック欄
1	屋外広告物許可申請書 (様式第1号)	※以下の場合、屋外広告物管理者は有資格者に限定されます。 (1)許可期間が1年を超える広告物(一部除く)である場合。 (2)許可期間が1月を超え、かつ、1年以内の広告物で、1年を超える許可期間を設定する場合。	
2	屋外広告物安全点検報告書 (様式第6号の2)	・許可を更新するすべての広告物を点検してください。 ・点検時に異常が見られた場合、改善内容を記載してください。 ※以下の場合、点検者は有資格者に限定されます。 (1)許可期間が1年を超える広告物(一部除く)である場合。 (2)許可期間が1月を超え、かつ、1年以内の広告物で、1年を超える許可期間を設定する場合。	
3	現況写真	・許可を更新するすべての広告物(複数表示面がある場合、すべての面)の 許可期間満了前3月以内の状況を示すカラー写真 を提出してください。 ※写真が不鮮明な場合、再提出をお願いする場合があります。 ※メール提出にあたって、写真データをそのまま送信するのではなく、複数の写真を1つのpdfファイル等にまとめてください。	
4	送付先等一覧	・各書類の送付先、申請に関する問い合わせ先を記入してください。	
5	同意書及び賃貸借契約書の写し等	・過去に提出済みで、書類に記載された同意の期間や契約期間が満了している場合は、申請時点で有効な書類の再提出が必要です。	
6	道路占用許可書の写し	・過去に提出済みで、書類に記載された占用許可期間が満了している場合は、道路管理者に対し更新手続きを行ったうえ、再提出が必要です。	
7	屋外広告物除却届 (様式第10号)	・広告物を除却した場合に、除却後の状況写真とともに提出してください。	
8	屋外広告物設置者(管理者)変更届 (様式第14号)	・広告物の設置者、管理者に変更がある場合に提出してください。 ※以下の場合、屋外広告物管理者は有資格者に限定されます。 (1)許可期間が1年を超える広告物(一部除く)である場合。 (2)許可期間が1月を超え、かつ、1年以内の広告物で、1年を超える許可期間を設定する場合。	

※このほか必要な書類等がある場合には、後日ご連絡させていただくことがあります。

担当:富山市活力都市創造部 景観政策課 屋外広告物係
電話:076-443-2109